

プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づき、平成12年度から実施されているプラスチック製容器包装に係る再商品化に関しては、平成18年2月の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「今後の容器包装リサイクル制度の在り方について(意見具申)」において、材料リサイクルで得られる再商品化製品について一定レベル以上の品質を確保するため、再商品化製品の品質基準を導入することが有効であるとの指摘がなされた。

また、容器包装リサイクル法改正案の国会審議での附帯決議において、「プラスチック製容器包装の再商品化手法については、コスト面での評価にとどまらず、環境への負荷の低減の観点から、循環型社会形成推進基本法の原則を堅持しつつ、検討すること」とされたところである。

これらを受け、平成20年度以降において、再商品化製品の品質、環境負荷等の観点からより適切な再商品化の実施を確保するため、標記専門委員会を設置し必要な検討を行うこととする。

2. 検討事項

上記の状況を踏まえ、プラスチック製容器包装に係る再商品化手法(材料リサイクル・ケミカルリサイクル)に関して、以下の事項について検討を行う。

- (1)プラスチック製容器包装に係る再商品化手法の基本的考え方
- (2)再商品化手法毎の再商品化製品の品質、資源の有効利用に対する効果及び環境負荷に関する評価
- (3)プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集区分等の在り方

3. 検討スケジュール

第1回会合を平成19年2月上旬に開催し、年度明けを目途にとりまとめる予定。

4. 運営方針

- ・専門委員会は、学識経験者、関係業界、消費者及び地方公共団体関係者から構成する。
- ・産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループプラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会との合同開催を行うことを予定。

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会の設置について（案）

（平成 19 年 月 日部会決定）

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）に基づき、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会について、次のとおり決定する。

- 1．中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会（以下「部会」という。）に、プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
- 2．専門委員会においては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律におけるプラスチック製容器包装に係る再商品化手法（材料リサイクル・ケミカルリサイクル）に関する以下の事項について検討を行う。
 - （1）プラスチック製容器包装に係る再商品化手法の基本的考え方
 - （2）再商品化手法ごとの再商品化製品の品質、資源の有効利用に対する効果及び環境負荷に関する評価
 - （3）プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集区分等の在り方
- 3．部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。